



まちかど

回覧

● 草津栗東防犯自治会 TEL077-551-0109 ● 草津警察署 TEL077-563-0110

ネット犯罪の被害防止

● ネット犯罪の現状

不正なサイトへと誘導し、情報や金銭をだまし取る詐欺は、年々手口が巧妙化・悪質化しています。ワンクリック詐欺やネット通販を利用した詐欺など、被害にあわない対策を知っておきましょう。

また、実在するショップやブランド品販売者を偽るサイトが存在します。アマゾン、楽天、ヤフーなどの有名ショッピングモール上でも、「出店」ではなく「出品」の形で商品販売や、オークションや「フリマ」など、個人間の取引に関するトラブルも発生しています。

● 被害予防の対策

- ・怪しいサイトにはアクセスしない。
- ・メールやSNSなどに記載されたURLや画像を安易にクリックしない。
- ・不当な請求画面が現れても、慌てずに無視する。
- ・サービスを利用する際は、使用規約を必ずよく読む。
- ・セキュリティソフトやアプリ、OSは最新のバージョンに更新して利用する。
- ・万一、詐欺にあってしまった時は、消費者ホットラインや警察などの公的機関へすぐに相談する。

● 相談先

滋賀県警察本部
サイバー犯罪相談窓口
077-522-1231 (警察本部代表)



サイバーセキュリティについて

不審なメールによる機密情報の漏えい被害や個人情報流出など、生活に影響を及ぼすサイバーセキュリティに関する問題が多数報告されています。

誰もが安心してITの恩恵を享受するためには、国民一人ひとりがセキュリティについての関心を高め、これらの問題に対応していく必要があります。

このため、政府ではセキュリティに関する普及啓発強化のため、2月1日から3月18日までを「サイバーセキュリティ月間」と定めています。



《被害の実例》

「メールに添付されたファイルを開いたらパソコン内のデータが暗号化されて読めなくなった」さらに「データ復元するための費用を請求された」という被害が発生しています。

《被害予防のポイント》

- ・メールの送信者と内容を必ず確認する。
- ・添付ファイルは安易に開封しない。

最近の特殊詐欺について

- ・ファイルのバックアップを作成しておく。
- ・ウイルス対策ソフトは常に最新にする。



● 事例①

昨年12月23日、草津市居住のAさんとBさん方に、市役所職員を名乗る男から「保険料の払い戻しがある」等の電話がありました。二人とも銀行名などを答えると、続いて銀行員を名乗る男から「あなたの持っているキャッシュカードは交換する必要があります」「支店の者を向かわせる」との電話がかかり、これを信じたAさんは自宅を訪問してきた女にキャッシュカード1枚を手渡ししてしまいました。また、Bさんも自宅を訪れた男にキャッシュカード2枚を封筒に入れて手渡し、それぞれ騙し取られてしまいました。

※同種事案は、令和5年1月4日にも草津市内で発生しています。

《対策》

草津警察署では、「医療費の保険の払い戻しがある」「キャッシュカードを新しいものと交換する」といった話は全て詐欺であることから、この種の電話があれば、必ず

(裏面に続く)

警察に相談するように呼び掛けています。

●事例②

本年1月8日、栗東市内居住のAさんがパソコンを操作していたところ、画面に『トロイの木馬が検出された』とする警告が表示されました。

Aさんは、パソコンがウイルスに感染したと思い、画面に表示されていた電話番号に連絡したところ、対応した男から、「ウイルスを駆除するにはお金が必要だ」などと言われ、更に、男に言われるがまま遠隔操作のソフトをダウンロードしました。

その後、遠隔操作が始まり、Aさんは、ウイルスが駆除されているものと信用し、男の指示どおりウイルス駆除の料金としてコンビニエンスストアで電子マネーを購入、券面番号を伝えたものの、対応する男から「認証に失敗した」などと言われたため、更に複数回にわたって電子マネーを購入して券面番号を男に通知するなど、合計約100万円相当の電子マネーを騙し取られました。

《対策》

草津警察署では、「パソコンがウイルスに感染しているので駆除する」「コンビニで電子マネーを買って番号を教える」といった話は詐欺であることから、必ず警察に相談するように呼び掛けています。

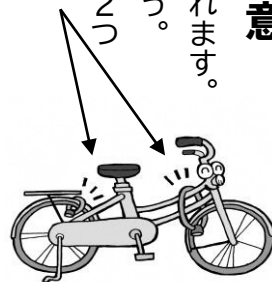
《留意点》

- ・警告画面に表示された電話番号には電話しないこと。
- ・パソコンの画面を閉じ、電源を切ること。
- ・パソコンの購入店やメーカーに問い合わせること。

相談先：警察総合相談窓口：#9110

自転車の盗難に注意

- ・無施錠の自転車が狙われます。
- ・必ずカギをかけましょう。
- ・タイプの異なるカギを2つかけて「2ロック」に。



「ながら見守り」で子どもを守ろう

ながら見守りとは、誰でも気軽にできることを基本に、日常生活や事業活動を行いながら、防犯の視点を持って見守り行う活動です。

- ・買い物、犬の散歩、ウォーキング、花の水やりなど、日常生活の中でも無理なく行える「ながら見守り」は、大人が子どもを見守っている環境を示すことができ、犯罪を遠ざける効果が見込めます。



置き引き・スリに注意

おしゃべりに夢中になったり、電車の切符を買っているスキに、床に置いたバッグなどを盗まれることがあります。また、後ろポケットに財布をさして歩いていると、すれ違いざまにすられることがあります。

《安全への心がけ》

- ・荷物は常に自分の目に入るところに置きましょう。
- ・財布は周囲から見えない場所にしまいましょう。



令和4年12月中の犯罪発生状況（草津警察署管内）

●刑法犯認知件数・・・総数 113 件

主な犯罪発生件数	空き巣等	5件
	ひったくり	0件
	自転車盗（うち施錠なし件）	25件（17件）
	万引き	23件
	自販機ねらい	1件
	車上ねらい	3件
	オートバイ盗	0件
	器物損壊	11件

●特殊詐欺被害の状況

	被害件数（前年同期比）	被害金額（前年同期比）
滋賀県	132件（+28件）	324,169,246円（+182,705,182円）
草津警察署内	21件（+4件）	31,817,733円（+1,121,656円）
草津市	17件（±0件）	25,530,733円（-4,165,344円）
栗東市	4件（+2件）	6,287,000円（+5,287,000円）